

小田原市自転車競走実施規則等の一部改正案

1 改正の背景

令和元年6月議会において、小田原競輪場以外の競輪場を借り上げて競輪を開催することができるよう、小田原市自転車競走条例の一部改正を行いました。

このことに伴い、関連する規則の一部改正を行うものです。

2 改正する規則

- ・小田原市自転車競走実施規則
- ・小田原市自転車競走競技規則
- ・小田原市自転車競走電話投票実施規則
- ・小田原市自転車競走在席投票実施規則
- ・小田原市自転車競走電子決済投票実施規則
- ・小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則

3 改正の内容

- ・小田原市自転車競走実施規則

市が行う競輪の開催場所に小田原競輪場以外の競輪場を加え、競走の種類に先頭固定競走（インターナショナル）を加えるとともに、他の競輪場で開催する場合の入場料についての定めを加えるものです。

- ・小田原市自転車競走競技規則

小田原競輪場は周長333mのバンクですが、小田原競輪場以外の競輪場で開催する競輪に対応するために、周長500m及び400mのバンクで開催する場合のルールを加えるとともに、先頭固定競走（インターナショナル）のルールを加えるものです。

- ・小田原市自転車競走電話投票実施規則
- ・小田原市自転車競走在席投票実施規則
- ・小田原市自転車競走電子決済投票実施規則
- ・小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則

上記4本の規則について、市が行う競輪の開催場所に小田原競輪場以外の競輪場を加えるものです。

4 規則の施行予定日

令和元年(2019年)10月1日